

質問に対する回答(共通項目)

実施要領等 (頁・番号)	No.	質問内容及び回答内容	
		共通項目	
【実施要領】 3 参加資格	2	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件参加にあたり、単体の事業体ではなく、共同提案も可能でしょうか。受託者からの再委託ではなく、複数の事業体が並列となる形を想定しています。 ・コンソーシアムで応札することは可能でしょうか。
		回答	<p>共同事業体での提案を妨げません。</p> <p>なお、共同事業体で提案をする場合は、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表となる事業者（代表構成員）を定めてください。他の事業者は当該共同事業体のその他構成員となります。 ・全ての構成員が公募型プロポーザル実施要領中の参加資格の（１）～（４）を満たし、代表構成員が（５）を含む全ての項目を満たしている必要があります。 ・提案書に、共同事業体について次の項目を明記してください。①成立時期・解散時期②構成員の所在地及び名称③共同事業体代表者の名称④構成員の出資・業務負担の割合、業務内容 ・提案書に、各構成員の担当項目、業務の責任所在を明記してください。 ・契約の前に、共同事業体協定書を構成員で締結したうえで、その写しをご提出いただきます。 ・共同事業体の構成員の変更は認めません。ただし、市長が特に理由があると認める場合はこの限りではありません。 ・同一業務において、単独で提案した事業者は、他の共同事業体の構成員になることはできません。 ・同一業務において、複数の共同事業体で、同時に構成員になることはできません。※異なる複数のプロポーザルに対して、それぞれ別の共同事業体の構成員になることは可能です。 <p style="color: red;">（５月１０日追記）</p> <p>共同事業体で提案する際の提出書類は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①参加申込書【様式１】 ⇒ 共同事業体として、共同事業体名で提出 ②会社概要書【様式２】 ⇒ すべての構成員分を提出 ③受託実績報告書【様式３】 ⇒ 代表構成員は必須、その他構成員は担当項目において実績があれば提出 ④履歴事項全部証明書 ⇒ すべての構成員分を提出 ⑤貸借対照表、損益計算書（直近３年分） ⇒ すべての構成員分を提出 ⑥納税証明書（直近３か月以内のもの） ⇒ すべての構成員分を提出 ⑦企画提案書 ⇒ 共同事業体として提出 ⑧参考見積書 ⇒ 共同事業体として提出